

いじめ防止基本方針

(最終改訂 平成30年4月1日)

宇都宮市立星が丘中学校

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起きにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ・ 教職員は「学校や自分の学級で、いじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に生徒に接すること、教職員相互の情報交換を密に行うことを心がける。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ等対策委員会

〔構成員〕

学校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（地域学校園SC）、その他事案に応じて関係生徒の担任等を加えるなど、柔軟に対応する。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ 関係諸機関との連携に関する事
- ・ その他、学校長から諮問を受けた事項

② 校内研修

- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

③ 運営

- ・いじめの防止等に係る取組方針の企画立案や、生徒のいじめに係わる情報の共有のため、定期的に開く。
- ・いじめの発生時は、学年主任・学級担任・学年生徒指導等該当学年の教員を含めて緊急会議を開き、対応を協議する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

① いじめの防止

「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施(毎月)、小中交流あいさつ運動の実施(年1回3小学校)
- ・ いじめ防止標語や行動宣言の作成と学校間における交換・掲示
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施(2月)
- ・ 児童生徒指導強化連絡会の充実(7月、2月)
- ・ 配慮の必要な生徒及びその保護者へのスクールカウンセラーによる面談の実施

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ スローガンの掲示、いじめゼロリボンの作成・着用
- ・ 「いやな思い調査」(いじめ対策アンケート)の実施及び実態把握と課題把握
- ・ 教育相談の実施
- ・ いじめに関する内容を含んだ全学級道徳科の授業の実施
- ・ いじめ根絶集会の実施
- ・ 休み時間等の巡回強化

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 道徳科授業の充実…いじめ防止を念頭に置いた、主題「人間愛・思いやり」「友情・信頼」「正義、公正・公平」の実施
- ・ 上記主題を意識した、生徒主体の学校行事の計画・実践(特に、体育祭・学習発表会、3年生を送る会・集団宿泊的行事)
- ・ 人権教育の観点による学級活動授業の実施

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 多発する言葉によるいじめの未然防止のための、道徳科の授業や学級活動などにおける、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉えた、いじめに正面から向き合うことができるような議論などを行う機会や場の設定
- ・ 生活委員会主催のあいさつ運動、及び各小学校との交流あいさつ運動
- ・ 生活委員会主催のいじめ根絶集会の実施

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・ 技術家庭科での、コンピュータにおける情報安全管理の方法習得
- ・ 社会科での、情報社会の様々な負の側面、インターネットにおける犯罪可能性についての学習
- ・ 学級活動での、情報社会におけるコミュニケーションの重要性についての学習
- ・ 「情報モラル育成資料集」(栃木県教育委員会)の活用

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ チェックリストを活用した取組状況の確認
- ・ 「イヤな思い調査」の集計分析による、取組・指導効果の検証と情報の共有
- ・ 生徒指導部会における各学年の取組状況の確認

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対する理解促進

- ・ 配慮を要する生徒に関する共通理解のための職員研修の実施(4月・6月)
- ・ 教育相談部会における、配慮が必要な生徒の情報交換(週1回)
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導

② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・ メンタルサポーターによる心の教育相談室、スクールカウンセラーとの面談、外部相談機関の周知
- ・ 学校への相談方法についての周知

イ スタンダードダイアリーを活用

- ・ 毎日の学級担任との日記・意見交換により信頼関係を構築し、いじめの未然防止、早期発見につなげる。

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 生徒への定期的なアンケート調査(年4回)や教育相談(年2回)の実施
- ・ アンケート調査を、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜる

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用し、また家庭との連携を図りネットいじめの早期発見に努める。
- ・ パトロール結果の分析と必要に応じた対策、指導の実施
- ・ 家庭のルール作り、フィルタリングの啓発
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめを含む全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの指導
- ・ 悪質な書き込みに対する削除依頼

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ 年度当初の共通理解時における、教職員間の周知徹底
- ・ 教職員一人一人が、多様化するいじめ事案の要因や背景、またその対応についてへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、「いじめに関する校内研

修マニュアル」を活用した校内研修の実施

- ・ 生徒指導部会におけるいじめ防止対策の検討
- ・ 学年会議におけるいじめ防止対策の検討

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ 保護者や生徒から相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合における、事実関係や前後関係の的確かつ迅速な把握と、事案が「いじめ」なのか、「人間関係のトラブル」なのかなどの積極的かつ丁寧な調査及び組織的かつ総合的な判断等、いじめの認知に関する共通理解の構築。
- ・ 認知したいじめに対する、加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ行為の停止

- ・ いじめ行為をやめさせることを最優先し、加害行為を停止する。

イ いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※ 被害生徒、加害生徒、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、背景事情や学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

ウ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

<被害生徒のケア>

- ・ 家庭訪問：担任、学年主任（状況に応じて生徒指導主事、副校長）が家庭訪問を行い、事実関係の説明および経過、対応、被害生徒の精神的なケアについて相談する。
- ・ 別室登校：精神的ダメージにより通常の学校生活に戻れない場合には、別室（保健室・心の相談室等）を使用しケアを図る。
- ・ 加害生徒、被害生徒同士の和解
：被害生徒の心理状況を十分に把握し、早期に生徒同士の和解を図ることが望ましいが、和解の強制や形だけの和解とならないよう十分に留意する。
- ・ 教育相談による支援：状況により、MSやSCとの面談を設定し、精神的安定を図る。
- ・ 友人による支援プログラム：交友関係を確認し、本人をサポートできる生徒に協力を求め、本人支援プログラムを作成する。

<加害生徒に対する指導>

- ・ いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を継続的に持つ。
- ・ 自分の行った行為に向き合わせ、これからどうするのかを考えさせる。
- ・ 被害生徒の辛さや苦しみを理解させるとともに、刑事的責任や民事的責任についても理解させる。
- ・ 深い反省と被害生徒への謝罪意志を促す。
- ・ 本人の謝罪の気持ちを確認した段階で、被害生徒の気持ちを確認し、誠意ある謝罪と今後の決意を伝えさせる。

<加担生徒への指導>

- ・ 明確な加害行為の確認が取れない、加害意識がないなど指導が難しい場合においても、被害生徒の苦悩や心情を理解させる。

＜傍観者生徒への指導＞

- ・ 表面的ないじめの解決を図ると、この立場の生徒が学級・学校・教師に対して失望感を抱く。「傍観者＝いじめを許している」ことに気付かせ、教師とともに被害生徒を守る意識を持てるよう指導していく。

エ 「いじめの解消」における取組

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態が「いじめの解消」と捉える。

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

- ・ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等との連携を図る。
- ・ いじめの解決に向け保護者と連携する。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等とも連携する。

④ 再発防止

ア 全体指導

- ・ 学級指導、学年集会、全校集会、部活動指導等を適宜行う。
(当事者生徒のプライバシーの保護を優先する)

イ 当事者生徒の見守り

- ・ 被害生徒、加害生徒の事後の見守りを、担任・学年職員・教科担任・部活動顧問等が連携して行っていく。

⑤ 指導にあたっての留意点

ア 被害生徒への支援

- ・ 親身に話を聞き、いじめの辛さや苦しみを理解する。
- ・ いじめは絶対に許さないこと、解決まで必ず守り通すことを伝える。
- ・ 本人が自信を持って学校生活を送れるよう、事後指導を継続的に行う。
- ・ 周囲の生徒への影響を考慮して支援にあたる。
- ・ 見守りと支援を長期的に継続し、他の教職員や周囲の生徒からも情報を得る。

イ 加害生徒への指導

- ・ 指導内容および経過については、学校長・副校長・生徒指導主事への「報告・連絡・相談」を徹底する。

ウ 観衆、傍観者への指導

- ・ いじめを当事者だけの問題にとどめず、学級、状況によっては学年全体の問題として、他人ごとではない問題として考えさせていく。
- ・ 教職員は感情に走らず、冷静に、本気でいじめの問題に取り組んでいく姿勢を示す。
- ・ 日頃から生徒を温かく見守り、内面を理解し、自尊感情を育み高めていけるよう心がける。
- ・ 生徒同士の好ましい人間関係を築き、心の通い合う集団作りを、学級・学年・部活動等で行っていく。

⑥ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTA との連携、家庭への啓発

- ・ 常に「生徒のために」の視点に立ち、共に考えていく姿勢で保護者と連携していく。
- ・ 加害生徒の保護者に対しては、保護者と面談し、事実関係を丁寧に説明する。その際、加害生徒や保護者の心情に配慮し、いじめの解決には保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 保護者会等で学校のいじめ対策を説明する。

- ・学校だより、学校HP等で、いじめ防止への取組等について啓発を行う。

イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合の、学校への積極的な情報提供を地域に依頼する。
- ・魅力ある学校づくり地域協議会等と連携し、登下校時における見守り体制を整備する。

ウ 関係機関等との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報および、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合の迅速な警察への通報と適切な支援の要請。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。

星が丘中学校いじめ等対策委員会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、星が丘中学校いじめ等対策委員会と称し、事務局を本校に置く。

第2条 本会は、いじめ問題等に関する対策を協議し、効果的に運営することによって、生徒や教師、家庭（保護者）、地域の生徒の問題等に対する意識高揚を図り、生徒の健全育成を目的とする。

第2章 内 容

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- 1 いじめを含めた問題等に関する生徒の実態把握、それに伴う指導方針、指導体制の確立
- 2 学校と地域と家庭との協力・連携の方策
- 3 その他必要と認めたこと

第3章 委員及び役員

第4条 本会は、下記の者をもって組織する。

学校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（地域学校園SC）、その他事案に応じて関係生徒の担任等を加えるなど、柔軟に対応する。

第5条 本会の委員長は、学校長がこれにあたる。

第4章 会議並びに事務

第6条 本会は、委員長がこれを招集する。

第7条 本会の事務は、幹事がこれにあたる。

<組織図>



